**注記（事業別財務諸表：高等学校教職員費）**

**１．追加情報**

（１）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

　①事業の概要

高等学校教職員にかかる給与や旅費等を支給しています。

②当該事業に関し説明すべき固有の事項

平成22年4月7日、器械体操部の部活動において原告生徒が鉄棒の練習中に鉄棒から落下し、頚髄損傷、第５頚椎脱臼による障害を負い、大阪府は国家賠償法第１条第１項による賠償責任を負うとして、平成25年2月18日に訴訟が提起されました。平成29年12月15日に大阪高等裁判所において判決が言い渡され、損害賠償額2億７，２７０万２，０６５円を費用計上しています。

**事**